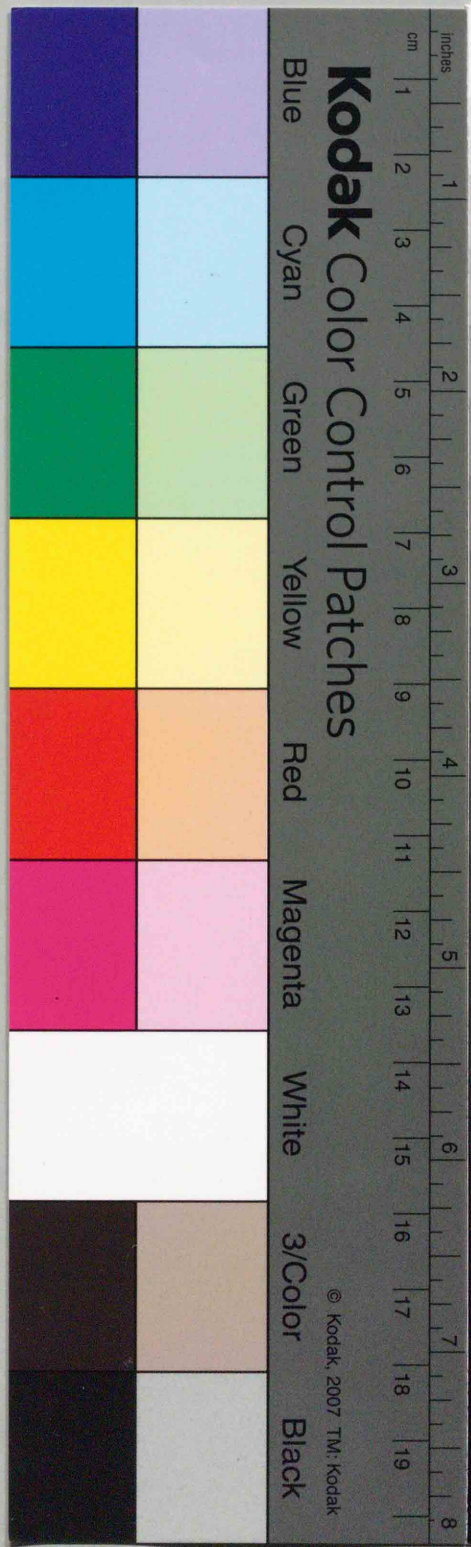


375.9
Nil9
資料室

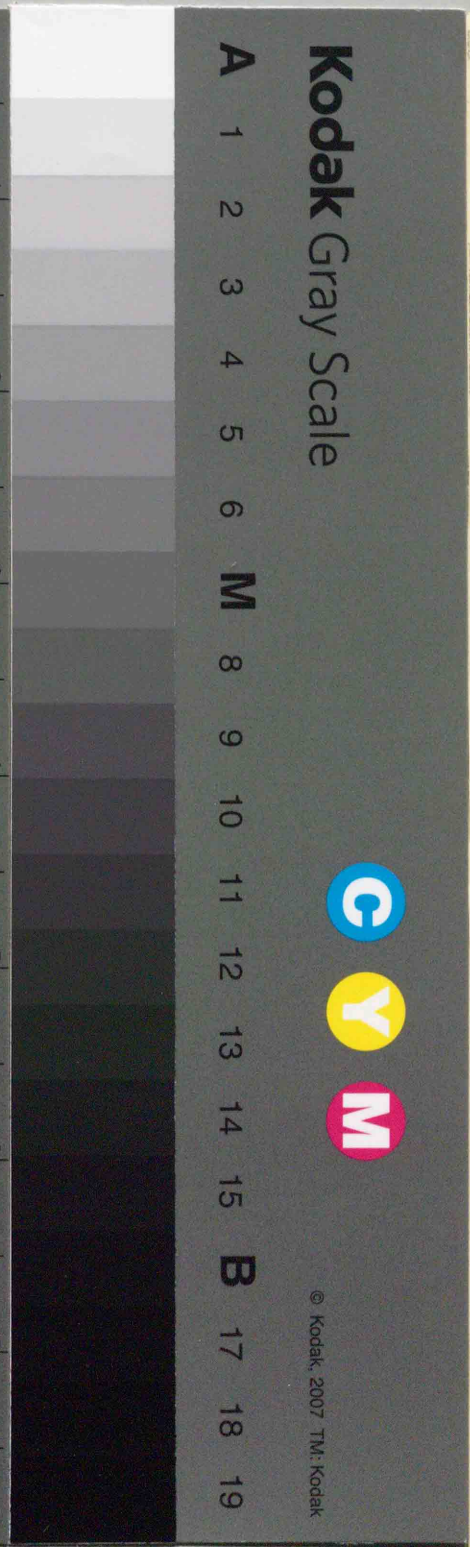
新日本修身
卷一



Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM, Kodak



Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



© Kodak, 2007 TM, Kodak

40604

教科書文庫

4
110
41-1938
20000 26350

文部省檢定
昭和三十二年四月四日
中學實業學校修身科用
朝鮮總督府檢定
昭和三十二年二月三日
中學實業學校修身科用

新日本修身

文學博士西晉一郎著

修文館發行

資料室

375.9
N:19

廣島大學圖書印



天祖の神勅

豊葦原千五百秋之瑞穂國是
吾子孫可王之也宜爾皇孫
就而治焉行矣寶祚之隆當與
天壤無窮者矣

勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝
ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ
博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ
德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ
重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天
壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良
ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰ス

ルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ
俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外
ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德
ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠

ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日

內閣總理大臣副署

詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ
涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス
是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵
源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シ
タマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ
申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シ
テ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ
爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致
セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ
俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ

輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習
漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革
メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ
災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ
精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ時ナリ
振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實
效ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德
ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ
斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ
歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ
保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛

共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ産ヲ治
メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ
竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖
ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ頼リテ彌國本ヲ固クシ以テ
大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

國務各大臣副署

詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立ス
ルヤ皇考之ヲ懌ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺
緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス前後十有三年其ノ協力ニ終
始セリ

今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健
全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平
和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所
見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議
遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ
然リト雖國際平和ノ確立ハ朕當ニ之ヲ冀求シテ止マ

ス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナ
シ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固
ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラ
ス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜
朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ
遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意
ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ
淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ
此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人
類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名御璽

昭和八年三月二十七日

國務各大臣副署

明治天皇御製

天つ神定めたまひし國なれば

わがくにながらたふとかりけり

世の人にまさる力はずとも

心にはづることなからなむ

新日本修身 卷一 目次

一	國民の自覺	一
二	學校	四
三	師弟	九
四	友人	三
五	智能の啓發	六
六	身體	〇
七	作業と趣味	六

八	近隣	三
九	家族	四
〇	孝行	六
二	兄弟	四
三	他人に接する時	九
三	報恩	五
四	徳器の成就	五
五	勇氣	六
六	同情	六

一	七	約	七
二	六	祝祭日と國風	七
三	五	皇室と國民	七
四	三	國民道德の要綱	七
五	二	時勢と詔勅	七

目次終



新日本修身 卷一

西晋一郎著

一 國民の自覺

諸子は此の度中學校に入學することが出來て、定めて嬉しく思ふことであらう。それにつけて此の際諸子はよく自分に氣をつけて、自分はどうして入學が出來たか、何のため、此の中學校が設けられてあるかを先づ第一に思はねばならぬ。どうして入學が出來たかといへば、言ふまでもなく父母のお蔭、先生のお蔭によつてである。なほその奥

新生活に際して回顧

には國といふものがあつて、家々が保たれ、小學校が設けられてあるからである。これをたゞ當り前のことのやうに思つてうつつかりして居てはならぬ。

次に何のために此の中學校が設けられてあるかと言へば、小學校で國民の義務教育を修了した上になほ一段高い教育を受けて人物を磨き知識技能を修めて、國家の中堅ともなるべきものを養成せんがためである。それであるから諸子はこれから此の學校で十分勉強して、國家の此の期待に背かぬやうにせねばならぬ。さうすれば諸子は將來國民の中でも普通以上重い地位を占め立身出世もするであらうが、それはつまり國家のために一層お役に立つべき

中學校設立の主旨

であるといふことを忘れてはならぬ。

抑も我等の生れて來た此の日本國は、世界に數多い國々の中でも格段に尊い國であつて、上に萬世易はることのない一系の天皇を奉戴し、國民は祖先以來普き御光を被り廣き御恩恵に浴して、今日までかくも安らかに生活をして居る。従つてまた國民も天皇の忠良なる臣民として内は家を守り業を勵み、外は公の職にいそしみ、人情和らぎ、風俗厚く、比類のないめでたき國である。それ故、昔から我が國民は日本人と生れ來たことを此の上もなく喜んで、「み民われ生けるしるしあり天地のさかゆる時にあへらく思へば」と歌つた者もある。

世界列國に伍しながらも、とりわけ秀でた國であることを承知して、此の國の國たる所を永遠に維持し、いよく其の繁榮を圖るやう努力することが國民の第一の務であり、諸子の今後の勉強もつまりそのためである。

二學 校

學校は學業を修習し、徳性を養ふといふ目的の下に教師と生徒との集り會する處である。すべて多くの人が集つて一つの團體を成し、其の共同の目的を遂げるためには、先づこれに屬する各人が其の團體に於ける自分の地位を自覺して、これに相應するやうに振舞ふことが最も肝要であ

る。それ故、次に此の學校といふ團體の組織について述べて、諸子のこれに對する心得を示したいと思ふ。

教師は生徒教育の任に當り、其の學習と修養を助けて才を達し徳を成すことを得しめるやうにする最も大事な務をなす人である。中等學校は小學校と違つて、學科毎に別別の教師が指導することになつてをるけれども、いづれもそれぞれの仕事を擔任し、共同して學校全體の目的を遂げる上に盡力するのである。従つて教師は學校に於て最も尊敬すべき人である。生徒は常に其の教に従ひ、其の命に服して、學徳を進めるやうに心掛けねばならぬ。教師を尊敬することは學校存立の最上要件である。師弟の道の立

たぬ所は學校と言ふべきでなく、たゞ知識授受の利益のため
の集合所たるに過ぎない。又上級生は年長者であり、學
徳に於て先達であつて、教師について尊敬すべき人達であ
る。下級生は兄に對する弟の如き心をもつてこれに交は
り、長幼の序を忘れてはならぬ。

家に家風がある如く、學校には校風がある。校風は學校
の種類學校内に於ける教育の行はれ方、郷土の環境等が基
となり、歴史的に發達して來たもので、そこに學ぶ者は其の
空氣の中で自然に感化を受ける。故に校風は極めて大事
なものである。我等は各自の行動を慎み、益、これを善良な
るものとするやう力めたいのである。

校風

校則

學校には校則がある。すべて規則は大勢の人が集つて
共同の生活をなす所には必要である。校則は學校の共同
生活上の必要から設けられたもので、各自がよくこれを守
らなければ學校の秩序が紊れて共同生活が圓滿に營まれ
ず、従つて教育もよく行はれない。故に諸子はよく校則を
尊重し、各自の我儘を制してこれを遵守せねばならない。
校則は平生よく承知してをるべきで、知らずしてこれに背
いたといふが如きことがあつてはならない。校則を尊重
するものは、やがて國法を遵守するものとなるのである。
諸子の來り集る學舎、諸子の學習に供せらるゝ校具は皆
公の物である。常に注意してこれを汚し、或は破損するこ

生徒心得

となきやうにせねばならない。我が物とても大切にすべきであるに、まして學校公共のものは尙更である。以上述べた如く、師長を尊敬し、善良なる校風を維持し、校則を遵守し、校具を愛重し、かくして善良なる生徒たるの第一歩を踏み出すことが、諸子が入學に際して第一の心掛であらねばならぬ。而して忠良なる臣民たるの道もこゝから修め始められるのである。

明治天皇御製

たらちねのおやの教をまもる子は

まなびの道もまどはざるらむ

學びえて道のはかせとなる人も

をしへのおやの恵わするな

三師 弟

前章に師長を尊重すべきことを言つておいたが、師弟の道は學校に於て最も大切なものであるから、尙ほ改めて諸子に注意して貰ひたいことがある。人は生れ出ても養ふ者がなければ成育しない。成育しても教へる者がなければ人間になれない。生み育て、教へるといふ三つのことで人は人となれるのである。諸子が今此の通り、學校に出てをるのは、父母の生育のお蔭と小學校先生の賜とである。それを忘れて、自分獨りの力であるなどと思つてはならぬ。

生育と教

しかし家があつて父母が生育し、學校があつて教師が教育するの、此の國があるからであり、此の國の此の通りにあるのは、大昔から代々天皇がましくして治め給うてあらせられるからである。君國といふものが我が身の本であることをよく承知してをらねばならぬ。それ故此の學校の設けも知識・技能を磨き、道德品性を養つて、忠良の臣民となつて、國と共に皆のものが繁榮するためである。學校で最も大切な人は教師であつて、智能も徳性も教師に導かれて成就するのである。智能と徳性は忠良の臣民となるに必要であつて、至つて尊いものである。其の尊いものを習得するやうに教へる者が教師であるから、學校では教師ほ

教師の尊き所以

ど尊い者はない。教師の授ける知識・技能は此の國の文化の寶からであり、其の教へる所の道德は教育勅語に基づくものであつて、皆日本の國の歴史を承け傳へるのである。教師を尊敬するから、諸子の學ぶ所の學問も尊いものになる。又諸子の學ぶ所の學問は尊いものであるから、それを授ける教師も尊いのである。

若し自分の學校を卑しめるものがあれば、其の卑しい學校の生徒である自分は尙更卑しいものになる。若し自分の教師を尊敬しないものがあれば、其の尊敬せられない教師の生徒である自分は尙更尊敬に値しない。家では父母を尊敬する。學校では教師を尊敬する。國家では君主を

師 恩

尊敬する。諸子は家で父母を尊敬するから、學校で教師を尊敬する。父母・教師を尊敬することが諸子が天皇を尊敬し奉ることの中にこもつてをるのである。昔から師恩と言つて、人間さまざまの恩の中の大事な恩の一つである。教師の教でなければ人は無智無學であつて、人の人たる所を成就することが出來ず、世に立つてそれぞれの道で忠良の臣民となることが出來ぬ。諸子はこの恩を忘れてはならぬ。

四友 人

同じ學校に學ぶ人、同じ教室に机を並べる人は互に何と

はなしに親しみを覺えるものであるが、中にも氣の合つたもの、或は同じ運動遊戯をなし、同じ趣味を有つものは特に親しくなり、互に友人となるのである。かゝる友人は父母兄弟に次いで親しい間柄であつて、日々共に學び、共に遊び、共に楽しみ、其の間に善きにつけ悪しきにつけ感化を受け合つて居る。友人はこれを選び、交りはこれを慎まねばならぬのは、かくその間に感化が行はれるからである。古語にも、「人は交はる友による。」といつてある。

親しき友垣を結ぶ人が氣の合つた同志であるときは、互に其の缺點に氣づかず、知らず識らず偏つた感化を受けることがある。粗暴な人を友とすれば不測の禍を蒙ること

交友の道

があり、我儘な人と交はる時は争を生じ易く、又自分も其の不良の影響を受ける虞がある。怠惰なる人、偽り多き人などは最も避けねばならぬ。古人も「朱に交はれば赤くなる」といつた。返へすとも友人の選擇は慎まねばならぬ。殊に父母の戒めた交は決して結んではならない。樂を共にし、互に他の利益を計り、苦しきときは慰め合ひ、危難の時は助け合ふのが交友の道である。善を責むることとは特に高尚なる交である。人は皆善を爲し得る性質を稟けて居るから、これを磨いて光を發するやうに勵み合ひ、又缺點・短所をば互に指摘し合つて矯正に力めるが如き、即ち善を責むる道である。或時は休日を利用して共に登山・

正しき競争

遠足などを行つて身體を鍊り、或時は會合して學問上の不審を質す如きも、好ましいことである。而して、すべてこれ等のことがよく行はれるのは、互に信じ合つてのことである。信じ合つた間柄でこそ遠慮なく忠告も出來、忠告を受けて改める氣にもなれるのである。信は交友の道の根本である。

友人は學業を共に修習する上から、互に勵まし合ひはするが、又相競ふものである。相競ふも亦相勵ます所以である。人後に落ちざるやう奮發して、學問に於ても、技術に於ても、亦品性の上に於ても天晴れ人に優れたものにならうと努力するは、好ましき限りである。これに反して、人の劣

れるを喜び、優れたるを嫉み、とかく人のことを苦にして、自分の勉強の程度や、自分の實力を顧みないで、たゞ勝つことのみを好むのは、大いに誤つた競争である。かやうの競争は卑しく恥づべきことである。

明治天皇は

ならび行く人にはよしやおくるとも

たゞしき道をふみなたがへそ

と戒め給うてゐる。

五 智能の啓發

我等が今勉強をなしつゝあるのは教育勅語に智能を啓發せよと御示しになつてをる叡旨に副そひ奉る道である。

人間は世の中に役に立たねばならぬが、それには知識と技能とが必要である。これは學校に於て教師に就いて怠らず勉強しなければ達せられない。時期を失はず、學科を忽とにせず、他日國家有用の人たるやう努力せねばならぬ。

勉強については心得べきことが數々ある。書物を通して知識を得んとする場合には、精讀といふことが第一必要である。丁寧親切に讀むときは、初め分らなかつたことが分り、氣づかなかつたことに氣づく。輕率な心で讀書してはならぬ。又博物の如き學科に於ては、觀察を精密にして、土石草木鳥獸の性情形態を知り、萬物の真相を會得するやうに力めねばならぬ。而して、すべていづれの學科に於て

も勉強と忍耐とが肝腎である。手工・繪畫・園藝等の技術・教練・武道・體操等の技能に於てもまた勤勉であつて錬磨を怠らぬといふことが肝要である。何事も持續しないと成就しないものである。技能のことに就いては次の第六・第七課に於てなほ精しく説いてある。

新井白石

新井白石は九歳の時秋冬の間の日課を立て、晝は行草の文字三千字、夜は一千字を習ふことにした。日の短い時の夕は、机を竹縁に移して書き續け、夜睡氣が催すと冷水を浴びて之を拂ひ除けて日課を終へた。かゝる堅忍不拔の精神で學問に従事したから、遂に一世に名を成す人となつた。肝要な事柄で、かつ記憶を要する所は、幾回もこれを繰返

書の讀み方

して見、これを書記し、其の要點を摘録し、或は圖表を作つて識得の便に供する。又教科書以外の參考書について知識を補足し、一層精細に知ることにも必要である。外國語等は音讀するとよいが、知識を得ようとする學科に於ては餘りに高聲に朗讀すると、却つて内容が忽ゆるみになる虞がある。

勉強上特に戒むべきは、好まぬ學科に不熱心であることである。名高き英國の政治家グラッドストーンは、大學に在る頃、數學を嫌きらひ、父に向つて其の學習の免除を乞うた。すると父は、好まぬ學科に身を入れるとき、將來利益が多いと激勵したので、之に従つて熱心に勉強して、遂に良い成績を得た。彼は後、志を得て大藏大臣の椅子に就いたが、議會

好まぬ學科と勉強

て財政上の説明演説をするとき、修めた數學が大いに役立ち、明確に辯ずることが出来て好評を博した。彼は「これ全く父の訓戒の賜である。」と友人に語つたといふことである。忍耐力ある者は好まぬ學科に却つて力を入れて學ぶものである。

明治天皇御製

事しげき世にたゝぬまに人は皆

まなびの道に勵めとぞ思ふ

六身 體

身體はすべての活動の土臺であつて、身體が虚弱であつ

ては何事も成就することが出来ぬ。此の身體は直接には父母生育の賜であり、大にしては君國の賜であつて、やがて君國のためにつくし、父母にも孝をなすべき、大事な道具である。

古の武人が武道に勵んだのは身體の鍛鍊、武技の習熟は勿論、これによつて又實に精神の修養を圖つたのである。田園に耕作する農業者にも、工場に働く工業者にも、其の労働が直ちに身體の鍛鍊となり、又精神を堅實にする機會となるものがある。然るに、諸子の學校生活は學業を主とするから、とかく身體の鍛鍊が忽になり易い。それ故、特に身體のために圖る所がなければならぬ。學校に於て此の

體操

體育に關係あるものは體操・教練・武道並びに諸種の競技運動等である。

體操は生理に合する運動によつて身體諸部を均齊に發達せしめ、全身を強健ならしめることを目的とする。諸子は教へられるまゝに規則正しく且つ力をこめて此の體操を練習し、學校に於ては言ふに及ばず、家庭に於てもよくこれを持續するときは、身體も整つて發達し、強健となり、精神も活潑となり健全に赴くのである。

教練は規律嚴正にして精神鞏固なる團體的生活及び行動を達成せんがために行ふもので、剛毅・堅忍・規律・服從・協同等の徳操を養ひ、それによつて社會さまざまの仕事に當り

教練

武道

これを有効に成し遂げ得べき素地を作り、又一朝有事の日にも備へんとするのである。教官の號令の下に横溢せる志氣を一絲紊れざる團體的行動の中に表現することは、眞に男子の快事である。

劍道と柔道とは、我が國固有の武技であつて、平素はこれによつて身心を鍛へ、事に遭うては或は攻め或は防いで、身を護り國家を護る術とする。武道を修めるときは、剛健・勇武・質實・禮節等の如き我が國特有の美德を養ふことが出来る。すべて武は亂賊寇敵を破斥し、國家の正道を擁護する意味のもので、尙武は我が國古來の美風である。

走技・投擲技・跳躍、其の他野球・庭球・蹴球・排球・籠球の如き競

競技

技は自由に各自の運動技能を發揮し、或は個人的に或は團體的に勝敗を競ふものであるが、これ等の競技にも皆それぞれ的方式規則がある。これに従つて正しく行ふときは動作を敏捷にし、身體を練り、快活、剛毅、協同、友誼等の諸徳を修養する機會となる。

競技は勝敗を争ふものであるから、ともすれば勝を占むることのみ熱中して、競技の精神を忘れ易い。競技の精神とは公明正大なる態度と方式に服する精神とを以て、我が全力を盡くして堂々と戦ひ、潔く勝敗を決し、敵に對しては禮節を忘れず尊敬の心をもつことをいふのである。學校に於ては運動競技は悉く皆體育的修養的意味を有する

運動競技の精神

ものである。技を誇り、勝つて驕り、敗れてくやしがり、手段を弄してたゞ勝つことをのみ求むは、最も戒むべきことである。すべての運動競技は興味が多いだけこれに耽り易く、過度に陥り易いが、かくの如きは却つて身體を損ひ體育の目的に反するものである。

其の他、體育に効果あるものに旅行、遠足、登山等があり、是等は兼ねて又大いに精神を養ふ效のあるものである。又朝早く起出て屋外、戸内の掃除をなすことは、健康に效あるのみならず、一家の子弟たるものの務として一日も缺いてはならぬことである。又常に顔面、手足を清潔にし、飲食に注意し、肢體を損傷せざるやう絶えず氣をつけねばならぬ。

其の他の體育運動

技能

○七 作業と趣味

人として世に立つには諸の技能を磨かねばならぬ。圖畫・習字・日常の手細工等の技能は將來何業に従事するにも必要であり、現在いろいろのことを處理する上にも有益である。學校に於ける圖畫の教科は畫家にならんがために課するのではなく、一通りの繪畫の趣味と技能は何人も有すべきであるからである。習字もこれと同様で、書家となるのが目的ではない。繪は自ら描くばかりでなく、又よき畫を觀るだけでも大いに心を養ふものである。繪は萬物の形象の眞相を寫し出だす藝術であつて、高尚なる人間生

趣味

活の一面である。書はたとゝ書き記す用を達する術たるばかりでなく、精神を形の上に現はす一つの様式でもあつて、我が國に於ては格別愛重せられた意味深いものである。手工は人生日用缺くべからざるものであると共に、また身心の練磨に大いに役立つものである。手工を課してゐない學校の者は、自宅で工具を操つて種々の手細工を試みることは、實用にも適し、又趣味のあることである。これ等の技能及び前課で學んだ諸種の運動は、自身の娛樂となり趣味ともなるものである。我等の中には、音樂に趣味を有つ者もあり、文學に趣味を有つ者もある。音樂は人の感情が聲音に表はれて曲調をなせるものである。故

娯
樂

に野卑な感情の表はれた音楽に親しむ時は、心も自ら下劣となり、高尚な感情の表はれた音楽に親しむ時は、心も自ら高尚となる。孔子は昔、舜帝の作つた韶といふ名の音楽を聞いて、美を盡し善を盡せりと歎賞し、齊の國でこれを聞いた時は、恍惚として我を忘れられたといふことである。品性の高い人は、高尚な音楽や高尚な文學を好むものである。純然たる娯樂に屬するものに、諸種の遊戯がある。凡て娯樂を主とする遊戯や勝負事は、耽り易くかつ時間を浪費するばかりでなく、種々の弊害を生じて心身をも害するに至るものが少くない。修養にいそしむ學生は斯かることには遠ざかるのが安全である。

作
業

我等は學校に於て、教室の掃除や校庭の草取り等いろいろの作業に従事する。作業はとかく嫌がられる傾向があるが、これは心の置きやうが間違つてをるからである。忠實に作業に精出せば、學校は清潔に保たれ、器物は整頓し、全生徒は不潔、不快の場所を勉強することを免れる。我が一身のためでなく、多くの人のためになることをすることほど、身心を快適にし高尚にするものはない。又簡単な作業だとして忽にしてはならない。如何なる組織により如何なる方法を以てすれば更によくすることが出来るかと研究、實習すれば、興味も生じかつ作業の方法について得る所が出来、共同的精神を養ふことも出来る。又器物の取扱、室内

の掃除等なほざりにせず、行動に表裏なきやう心がけねばならぬ。作業を小事として忽にし、或はこれを避ける如き者は、決して忠實なる人間にはなれない。

八近隣

我等人間の生活は共同のものである。自分さへよければよい、他人のことはどうでもよいといふわけのものではない。隣席、隣室、向ひ三軒、兩隣、さては町内、村内といふ如き近隣に對しては、特に互に思ひやり、助け合はねばならぬ。我々が熱心に勉強して居るとき、近隣に放歌、高吟し喧騒する者があつたら、どうであらう。家の近くに大木を植ゑ

近隣

近隣に對する責任

られ、或は近所で汚物など燃されたら、どうであらう。すべて他人の迷惑をかまはず、自分勝手な行をすることを利己的行爲といひ、斯かる行爲をする人物を利己的人物といつて卑しむのである。而も、斯かる行爲の多くは、故意に他人を苦しめようとしてするのではなく、我がことのみを氣を取られて、他人の上をよくく、思はぬからおこるのである。これは教室の隣席の者に對する自分の行爲、隣の教室に對する我が教室の態度に於ても屢見られることである。自己の行爲は他人に對して責任のあることを省み、他人の迷惑にならぬやうに、絶えず注意することを怠つてはならぬ。「我が身を抓つて人の痛さを知れ。」とは、斯かる場合に

近隣に對する交際

最も適切な誠である。近隣の者が何か不始末をした場合は、なるべくこれを大目に見、我が住居の近くを取亂したものがあつた場合など、あたり全體に對する奉仕と考へて、これをよくするが如き利他的行爲は自ら愉快なことであり、又美しいことであり、かつ共同的生活には必要なことである。「遠い親類より近い他人」といふ如く、近隣は吉凶禍福に合ひ、凶事は互にこれを弔して、何かと力となり合ひ、近隣共同の幸福を希ひ、禍難を避けるやう協力せねばならぬ。近所に住みながら他のことは一向知らぬ顔に過ぎ行くは、いかに不親切な寂しい生活であらう。勿論互に助け合ふと

交情の持續

いふことは、共に正しい善い生活をなさんがためであるから、他の獨立心を害したり、或は自他共に法に背いて不善に陥るやうなことは注意して避けねばならぬ。

人は親しく交際するにつれて、とかく近所の人の短所缺點が目につくやうになり、陰口など出易く、それがやがて交情を傷つけて、疎隔離反の原因となるものである。「久しくして之を敬す」といふ心得は交情を持續する第一條件であつて、悪口は如何なる場合にも慎まねばならぬことである。

寄宿舎に在るものは、夏季・冬季の休暇などには喜んで歸省する。其のときは氏神に詣で、又先祖の墓を拜すると共に、近隣に挨拶して廻り、途中で出會つた人には丁寧に禮を

學生と近隣

なすことを忘れてはならぬ。

九家 族

家は父子祖孫の相續によつて成立し、其の中に親子夫婦兄弟等が一體となつて生活する所である。家には家長がある。家長は家督を承けて祖先の祭を司り、他に對しては一家を代表し、家族を保護する責任をもつてゐるもので、法律上これを戸主といふのである。戸主たる者は我等には多くは我が父であるが、祖父やその他の尊屬である場合もある。家長は家族を率ゐて、これを教へ導き、家族は家長の命を奉じてこれに従ひ、互に相親しんで行くもので、和睦は

家
族

家族生活の生命である。

明治天皇の御製に

をさな子をはぐみながら田に畑に

いそしむしづの暇なげなる

とあるは、田家の生活を御うつしなされたものであるが、親は子を愛養し、子は親に従順にして、それによつて家業を勵むことは我が國の家族の美風である。一家族は一家に住むのが普通であるが、事情によつては一部が分れて他に暮すこともある。その場合にも一家に暮すと同様に親和を保たねばならぬ。

家は祖先の創めたものであるから、現在の家族の者は常

祭祖
祀先

家名

に祖先の恩を感謝し、祖先に對して尊敬の心をもたねばならぬ。父子祖孫の相續を家の根本となす我が國にあつては、祖先崇敬は最も大事である。この祖先崇敬の心を行に表はしたものが祭祀である。朝夕祖先の靈前に拜し、年忌法要を営み、我が身の今日ある本を忘れず、誠敬の心を行事に現はして、かりそめにも粗忽怠慢があつてはならない。

一家は祖先を承けて親子夫婦兄弟が一體の生活をなしてゐるから、その中の一人が名を揚げると、その一家の名が揚り、父母祖先をも顯はすことになるが、一人が悪事をなすと、忽ちに一家の名を辱め、果ては親類の名まで引合に出されるやうになる。故に我が行動は己一人のみのことでは

家家
産風

く、一家親類にまでその影響を及ぼすことを考へて、常に戒慎せねばならぬ。昔の武人はその家族のものに不都合のことがあれば、先祖に濟まぬとて位牌で打ち、甚だしい非行をなした場合には腹さへ切らせたもので、家名といふことは殊の外重んじたものである。又家の系圖を重んじ、祖先にすぐれた人の有ることを譽れとしたものであるが、この風は今もなほ我が國民の風習となつてゐる。

一家はかく祖先から繼承して來たのであるから、その間に自ら家々の風といふものがある。親睦和合、禮儀作法の正しき、或は勤勉節約、それと美風を守つて、祖先の業を墜してはならぬ。我等は將來我が家の家風を益立派なもの

にして行くやう心掛けねばならぬ。家の財産は一家の生活の基礎となるもので、多くは祖先の努力と勤儉との賜である。故にその子孫たるものはこれを守り、これを愛重し、これを全うして後に傳ふべき責任あるものである。すべて家を重んずるは我が國古來の美風である。我等は長く此の美風を維持せねばならぬ。

一〇 孝行

孝の心情

家族生活に於ける最も大なる徳は孝である。孝徳の本は父母に對する敬愛の情で、孝行は敬愛の情を行の上に實にしたものである。凡て子として父母に敬愛の情を抱か

父母の恵

ぬものはない。孟子に、「孩提の童も其の親を愛することを知らざるなく、長ずるに及んで其の兄を敬することを知らざるなし」とある。此の愛敬の心を人の良知良能と言つてある。愛敬の心は凡ての道德の本であつて、萬人に接し萬事に應ずるに、此の愛敬の心を以てし、さへすれば間違はない。此の愛敬の心は先づ子の父母に對して發する心であるから、父母を愛敬する孝が百行の本となるのである。

白金も黄金も玉も何せん

まされる寶子にしかめやも

これは奈良朝の歌人山上憶良が子に對する父母の愛情を歌つたものである。廣い世界に父母程我々の身の上を

思ふものはない。子にして父母の此の有難き心を忘れて父母の心に背き、かりそめにも其の心を煩はすが如きは、誠に勿體ないことである。

孝道

孔子の教にも「父母は唯其の疾をこれ憂ふ。」とある。

何よりも父母の心にかゝるのは我が子の身の上で、雨につけ風につけ、我が子のことを氣づかぬ日は一日としてないのである。生れてより今日まで、我が身がかくあることは悉く父母愛養の賜である。故に孝經に「身體髮膚之を父母に受く。敢て毀傷せざるは孝の始なり。」と教へてある。我が身を我がものと思はず、父母愛養の結晶であると思つて、常に健康に注意して、決して身體を傷つけぬやうにする

のは、子たるものの第一に心掛くべきことである。父母は我が子の身體のことばかりでなく、また其の品性學業について絶えず心を用ひる。常に言行を慎みて品性を修養し、専心學業に勵みて知能を啓發し、首尾よく業を終へて、父母が一日も早く其の子の身を立て世に出でんことを望んでゐる志に酬いるべきである。平素學問修養を怠らず、天晴れ立派な人間となつて君國に對して忠良なる臣民たるの實を擧げ、父母の心を安んずることを志さねばならぬ。孝經に此のことを、身を立て道を行ひ、名を後世に揚げ、以て父母を顯はすは孝の終なり。」と教へてある。

さて父母に對する日常の心掛は、其の教を敬ひ其の命に

順ふことが第一である。父母を敬ふ心深き者は必ず其の教を敬ひ其の命に順ふものである。父母の教のまゝに振舞ふこそ見上げた行である。自分の意見を本として父母の言行をとやかく思ひ、又は批評する如きは甚だしき不心得である。或は心易だてに母にいろく強情り、或は口答などするのは、敬の心を忘れるからである。世に大人物と稱せられた程の人は素直に父母の命を守り、自分のさかしらだてはしなかつた人である。

學生と孝

父母に代つて其の勞に服し、或は父母の好きな衣食を供へて父母の身を安樂にするが如きは、修學中に在る我等が力の及ばぬ所である。唯日常父母の教を守つて身を慎み、

學業のひまゝに幾分でも家事を手傳ひ、父母の勞を省くことは心掛一つで出来ることである。父母の心を喜ばすのが孝行の肝要である。敬順の心を忘れず、父母の心を體することを心掛けさへすれば、自然に孝行の道を會得することも出来るのである。

明治天皇御製

たらちねのにはの教はせばけれど

ひろき世にたつもとゐとぞなる

いとまなき世にはたつともたらちねの

親につかふる道な忘れそ

夫れ孝は徳の本なり、教の由つて生ずる所なり。(孝經)

二兄 弟

兄弟の友情

小鳥が巢の中で啄き合ふのを見て、弟が「何をしてゐるのか。」と聞くと、兄は答へて「喧嘩をしてゐるのであらう。」と言へば、弟は「いやさうではありますまい、兄弟ですから。」と言つたといふ話があるが、兄弟は時に言ひ争ふことなどがあつても眞實仲が悪いわけではない。若し眞實仲が悪いのなら、我が弟や妹が他人にいちめられるのを見て腹立たしく思ふのは何故であらう。また兄や姉が病氣に罹つた時、心配でならぬのは何故であらう。

古語に「兄弟牆に闘げども外その侮を禦ぐ。」といつてあ

る。兄弟は同じ父母といふ根幹から分れ出で、枝を連ねた世にも親しい間柄であつて、豫て互に睦み合つてをるから、或は時に争ふことがあつても、深い親愛の情は決して失せることなく、事ある場合に外に向つて表はれるのである。昔孔子の弟子に司馬牛といふ人があつた。その兄の桓魋が亂を起して、遂に亡ぶべき運命が迫つた時、司馬牛は是まで兄の悪いことは知りながら、その滅亡を悲しんで、孔子や友人がいろくくと説き慰めたが、なほ思慕の念が止まなかつたといふことである。しかし、兄弟は只の一時と雖も争ふことがあつてはならぬ。終始渝ることなく親しみ合うてこそ眞の兄弟である。

埋火のあたりのどかにはらからの

まどみせし夜ぞこひしかりける

といふ古歌は、年長じて兄弟各家を分つた後、幼かつた當時を追懐して詠んだのである。げに兄弟姉妹仲よく父母の膝下に嬉戯した幼時の思ひ出ほど懐かしいものが他にあらうか。

しかし、兄弟のこの親愛の情の中には、自ら弟は兄を敬ひ、兄は弟をいつくしむ情がひそんである。これ親しきがなかの自然の順序であつて、實に兄弟の道である。「兄弟友あり」とはこのことである。常にこの友道を守り、弟は兄に順ひ、兄は弟を導くやうにする親しき間には、争の起る餘地

兄弟の道

はないのである。

然るに、かく親しかるべき兄弟の情が離反する場合が稀にはある。これは各自私こもろの利害に捉はれ、我意を主張して譲ることを忘れるから起ることである。これは少年の時からよく、慎まねばならぬことである。昔ギリシヤの哲人ソクラテスは、利を以て相争うた兄弟に向ひ、「兄弟は金錢よりも尊いものである。金錢は自分で保護せねばならないが、兄弟は自分を保護してくれるものである。金錢は感覺のないものであるが、兄弟は同情のあるものである。」といつたが、實にその通りである。

年長ずれば人には自然に種々の問題が生じて来る。そ

兄弟の交と利

兄弟の交は年長
じると共に厚い

の時、心から相談することの出来るものは先づ兄弟である。父母にも洩し難いことでも、兄弟ならば打明けて與ともに謀ることが出来る。殊に父母なき後、兄弟は父母の遺身であり、また力となり合ふことの出来るものは、兄弟にまさるものはない。

兄弟の交と孝

我等兄弟が親しく睦じき時、父母は如何に心を安んじ喜びたまふことであらう。兄弟仲よきはまた大いなる孝行である。

明治天皇御製

ならびたつたけはひとしく見えながら

このかみは猶このかみにして

二三 他人に接する時

他人を見よ

我等は日々多くの人に接する。家族のもの、近隣の人々、友人、先生等は豫て見知れる間であるが、其の他路上において、或は汽車、電車の中に於て、更に多くの見知らぬ人と接する。それ等の人と接した時、いろく不快の感を起すことがあるであらう。異様の風をなせるもの、或は無遠慮に大道を闊歩する者、蓬頭亂髪のもの、垢じみた衣物を着けたもの、いづれも皆不快を覚えさすものである。特に傲慢な態度は最も人に嫌悪けんあくを感じしめるものである。

他人を鑑とせよ

「人の振見て我が振なほせ。」といふ諺がある。かく不快

他人に接する心得

を感じた時、翻つて我が身の上を省みねばならぬ。我が着衣は垢じみてはゐないか、我が頭髮は清潔であるか、横隊を作つて道路を歩き、他人に迷惑をかけはしないか。知人の間に於ては固より禮儀を正しくせねばならぬが、禮儀はひとり知人に對してのみ、又は人と應接する時にのみ必要なのではない。路に行きかはす公衆に對しても、我が動作を慎まなければならぬ。往來に路を譲り、電車に席を譲るは、若者には當然のことである。かつ西諺にも、「動作は人を作る。」とある如く、知ると知らざるとを問はず、凡て人に對して動作を慎むことは、我が品性を向上せしめる所以である。人に接する時、言語態度を慎み、謙遜であるべきは勿論で



言葉遣

あるが、内氣であつてはならぬ。凡て長上に對しては、用事のなき限り漫りに此方から言葉をかくべきではないが、用あることも十分得言はず、問はれてもはつきり答へることの出来ないのはよくない。凡て長上の前や、大勢の人の間では何となく氣おくれするものであるが、眞心を以てこれに對し、敬意を以てこれに接するならば、少しも臆する心は起らないのである。まして弟妹に對しては粗暴な兄、父母や兄弟に對しては不遜の子弟でありながら、外に出て人に對して臆病であるが如きは、恥づべきことである。

言葉遣は大いに注意せねばならぬ。心が輕躁であれば言葉も粗暴となり、心が卑しければ、言葉もまた下品となる。

凡て言葉は丁寧親切を旨とし、明確によく我が意を通ぜしめるやう心掛けねばならぬ。又話の相手によつて言葉遣も自ら變らなければならぬ。長上に對しても同輩に對すると同様に物言ひ、或は敬語の用ひ方を誤るが如きは、皆平素の心掛が足らぬからである。凡て敬語は人間の品位を語るものであつて、應對に於ても、書信に於ても、敬語を正しく用ひることは人倫を正しくすることになるのである。日常父母や先生の教に従つて言葉遣を學ぶやうにせねばならぬ。

一三報 恩

我が身は諸恩の積集

我等はさきに家族、孝行、兄弟、師弟等の課で學んだ通り、人はいろ／＼の方からいろ／＼の恩を受けて居て、それで始めて一人前の人間として今日かやうに生活することを得てをる。我が身は諸の恩の塊りの如きもので、恩に依らねば我といふほどの者はない。このことをよく／＼納得して、夢にも心得違があつてはならぬ。

父母一家の恩師

諸子が今七歳であれば八年以前には諸子は影も形もなかつたのである。父母の身體を分けて生れるまでに父母の勞苦は並大抵のことではないが、生れてから育て上げられるにつれて父母の恩は數限りもないことである。兄弟のあるものはまたその世話になつて居るが、その外一家の

ものから親類に至るまで皆それ〴〵にいろ〴〵の世話になつて居る。學校に出るやうになつてからは先生の教によつてやうやく今日までの學力を得、人たる道も心得るやうに導かれて來た。孟子に「飽食煖衣逸居して教無ければ禽獸に近し」と言つてあるが、よく〴〵味はふべき言葉である。

自然と文明との恩

父母の恩は自分だけが受けたものであり、教師の恩は學友と共に受けたものであるが、いづれも格段大事な恩である。この外に友人や近隣の人々にいろ〴〵世話になつて居るので、友達無し、近隣無しに人は暮せるものではない。又たゞ人間ばかりではなく、國土に住み山川に圍まれ、草木

魚介によつて身を養ひ、清氣に呼吸し、光熱に浴し、花月を樂しむなど、此の大自然から受ける恩恵は莫大である。又自然界ばかりでなく、道路、橋梁、車馬、船舶より數限りなき文明の利器に至るまで、皆悉く我が生活に一日も缺くべからざるものである。

國の大恩

しかしながら、父母の恩を始め、以上に述べた數多の恩恵も、此の日本の國が嚴然として居るから得られるのであつて、若し國といふものが無ければ祖先以來の家もなく、學校もなく、村落隣里もなく、文明の利器設備もなく、國土山河の中に安んじ住することもないのであるが、そも〴〵此の人間に生れ出づることもないのである。諸子は此のことを

知恩報徳は人の
人たる所以

よく考へて、我が身の本を思はねばならぬ。
我が身が恩の賜物であるからは我が一生は此の恩に報
いることの外何もないのである。恩を知つて徳に報いる
ことで人間といはれ、恩を知らざるものは犬猫にも劣ると
古來言つたのである。さて其の報恩といふは諸子が家に
あつても學校にあつても、爲すこと皆此の報恩の心を以て
眞面目に爲すことが最も肝要である。これを忘れるとき
は爲すことが皆正しい道に外づれて來る。教育勅語に御
示しになつて居る忠孝とは報恩の大道であり、此の修身科
で説く所もつまりは皆報恩の事である。

一四 徳器の成就

克キ
己キ

食
欲

學問修業は智能の啓發のためばかりではなく、徳器を成
就するためであることを教育勅語に御示しになつてをる。
徳器を磨いて良き品性を養はねば、智能があつてもそれを
正善の方に役に立てることを知らぬ。徳器を成就するに
就いて先づ第一に心掛くべきは己に克つといふことであ
る。己に克つ所から正しきに向ふ勇氣も他人に對する同
情も起るやうになる。これ皆徳器を成就する基礎である。
以下克己勇氣同情に就いて説く。

己に克つ己とは欲のことであるが、其の第一が飲食の
欲である。少年・青年の時期に食欲の盛であるのは自然で
あるが、欲が度を破るときは身體を害し、精神のはたらきを

阻碍し、心が無下に卑しくなる。飲食は適度にこれを制せねばならぬ。諺にも「腹八分」とある如く、徒に口腹の欲に支配せられて、身體を損ひ、學業に支障を來す如きことがあつては、返へす返へすも遺憾なことである。

睡眠欲

睡眠も亦我等を捉へて勉學を妨げるものである。午後の授業時間或は夜の自習時には、ともすれば睡眠に襲はれて、意氣地なくも居眠などすることがある。睡眠は身體生理上必要なものであつて、夜間適度に睡眠せねばならぬが、時を擇ばず處を辨へず睡眠を催すのは、精神の弛みからのことであつて、戒むべきことである。新井白石は眠を催すときは起つて水をかぶり、勇氣を鼓舞して再び筆硯に向つ

耽り易き多くの事

たといふことである。睡眠に克つこともまた意志鍛錬のことに屬する。

運動競技は體育に必要なものであるが、これに耽るときは却つて身體を害し、學業を妨げる。まして、たゞ娛樂を主とする遊戯や卑俗な讀物等は、これに耽り易いだけそれだけ心身に害を及ぼすことが大である。學問修養の途中に在る我等は、學業を外にして餘事に耽ることは最も慎まねばならぬ。

人須らく自制すべし

學業を妨げる誘惑は種々様々である。誘惑に遠ざかり、又はこれを撃退して、怠惰放逸の心に打克たねばならぬ。特に悪しき習慣と生れつきの缺點、短所とはよくこれを反

省して、これに克つことを力めねばならぬ。然るに、己に克つといふことは決して容易のことではなく、これには大なる勇氣と努力とを要する。故に王陽明は、山中の賊を破るは易し。心中の賊を破るは難し。と言つた。また己に克つは全世界に勝てるなり。といふ名言もある。己に克つ者こそ眞の勇者である。學業に志すものは、最も奮勵努力、克ち難きに克ち、制し難きを制して、眞の勇者たらんことを期せねばならぬ。

一五 勇 氣

我が軍の難戰に陥れるを見てこれを救はんがため、奮然

剛猛果敢の行動

敵中に突貫して戰死を遂げた谷村計介の話は、我等のよく聞く所である。支那事變に於ける數多將士の武勇の話は耳新しいことである。これ等は最も尊い忠勇の物語であるが、たゞ勇氣の話として、聞くだに血湧き肉躍る思あらしめることも古今其の例が多いことである。今川義元の大軍が境を壓し來つて、鷲津丸根の二城は既に陥落した。味方が危いといふ報道が櫛の齒をひく如き中に、悠々舞を舞ひ終つて、さらば法螺貝吹け、具足おこせよ。と見るく、鎧を著け、立ちながら茶漬をかきこみ、兜の緒をしめ、太く逞しき馬に一鞭あてて驅け出し、かの桶狭間の快捷を博した信長は實に無雙の勇將である。剛勇敢爲の氣象は事を爲す

の原動力であつて、たとひ才に長け智謀に富んで居ても、勇氣乏しきものは、僅かの障碍にも辟易する。人生の行路には、險難が横たはつて居るから、勇氣無くしては、一事をも成就することは出来ない。

しかし、勇氣はたゞ剛猛奮進の行動としてのみ出づるのではない。かの沈没せんとする潜水艇の中に在つて、少しもさわぐことなく、死を目前に控へて最後まで其の任務を盡した佐久間大尉は眞の勇者である。眞の勇者とは、如何なる險難に遭遇しても恐れず怯まず、又如何なる不慮の災禍にも狼狽せず、沈着に事を處して誤らざるものをいふのである。

沈勇

血氣の勇

血氣にはやり、粗暴に流るゝが如きは眞の勇ではない。畏くも、明治天皇は軍人に賜りたる勅諭に、「さはあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらむものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし」と諭し給うて居る。小勇とは、思慮と道理とを缺いた勇氣である。孔子も「暴虎馮河死して悔無き者は吾與みせず」と言ひ、其の與みする所は、必ずや事に臨みて懼れ謀を好みて成さん者なり。」と言はれた。小勇は勇に似て非なるものであるのみでなく、現はれて往々醜き行動となる。我等が跳越臺を跳ぶとき、或は蹴球野球を爲すとき、小膽卑屈の

舉動の醜きは言ふまでもないが、粗暴にして前後を顧みざる振舞も亦醜い。すべて、事に當つて落着いて熟慮し、斷行するときは決然として恰も弦を放れたる箭の如くであつてこそ、眞勇といふべきである。

斯かる眞の勇氣は平素心掛けて養つて始めて得られるもので、事に臨んで率然現はし得られるものではない。故に古の武士は平素武藝の練磨の上に勇を養ふばかりでなく、すべて事に應じ物に接して意氣を張り、雷霆を聞いて驚かず、風波を踏んで疑はず、常に心膽を練ることを怠らなかつた。今日我等が學校に於ける武道運動競技も身體を鍛錬するとともに、又勇氣を養ふことを目的として居る。

勇の修養

勇と義

吉田松陰は、義は勇に因りて行はれ、勇は義に因りて長ず」と言つて、勇の神髓を説いて居る。苟も我が行ふ所は正道なりと信ずるとき、最も剛健なる精神的勇氣が湧いて出るのである。正道に非ずと氣附くときには意氣は沮喪し、勇氣は頓に挫けるものである。故に學問して道理を明かにし、道德を身に修めることは、やがて眞の勇を養ふ素地を爲す所以である。貝原益軒は、「仁義なくして勇氣を好めば、大人は亂を起し、小人は盜賊となる。」といつて、道德に合せざる勇氣の危険を説いて居る。道德と合致した勇氣こそ正大剛強なる眞の大勇である。忠勇、義勇は勇の最上なるものである。

一六 同情

同情心

孟子は支那の戦國時代に生れ、人々たゞ利を求め鬭争を事とした間に立つて仁義を説き、大賢の譽れ後の世に高き人であるが、その言に、「惻隱の心なきは人に非ざるなり。」とある。他人の不幸に對してあはれと思ひ、氣の毒と思ふ同情心のないものは、人たる資格がないとの意である。實に同情心は人間天賦の美しい心で、人の苦しめるを見ては自分の苦しみの如くに感じ、すべて人の身の上のことを我がこと同様に感ずるのである。この同情心から親切・慈善・博愛等の善行が出て來るのである。人生には幸不幸さまざま

まあるが、同情心は最も不幸の上に注がれて、世のさまざまの境遇にあるものを救ふ諸種の慈善的事業となつて現はれるのである。

同情を擴めること

同情心から思ひ遣りといふことが起る。己を推して人に及ぼすのが思ひ遣りである。思ひ遣りが深ければ、自然に他人に對して寛大となり、他人の過失を苛酷に責めたり、或は妄りに他人の缺點・短所を指摘するやうなことはなくなる。従つて人と人との間を和らげ、交際を圓滿にすることが出来る。單に人と人との間のみでなく、更に鳥や獸や心なき草木に對してさへも同情心を推し擴めることは人の人たる所である。

同情心と道理

同情の心はかく人間の天賦であり、人に具はる美質であるけれども、之をはたらかすにはよく場合を考へねばならぬ。親切と思つてした事も却つて不親切となり、善事と思つてした事も却つて不善となることがある。甚だしい例を挙げると、學校に於て友人の難儀を救ふつもりで答案の書き方を教へるなど、大なる誤であつて、自他共に法を犯すことになり、結局最も不親切の所業となるのである。同情心からであつても、すべて法に違ふことは爲してはならず、又人の自立心を弱めるやうなことは行つてはならぬ。救助を拒んで他の自立を勵ますことが却つて眞の同情である場合もある。二宮尊徳は青木村の貧民が負債のために郷里を去らうとしたとき、勤勞こそ自活安堵の道を開くも

眞の同情

のであると教へてこれに一挺の鋤を與へて、この鋤を以て貧苦を除き、借財を返し、富を得よ。」と勵まして、遂にこの貧村を富有ならしめた。

昔ギリシヤのアテネの市外に農民が祀つてゐるエロイシスの神殿があつた。その祭禮の見物に馬に乗つて行つた市民があれば、斯かる農民の羨望を顧みぬ所業を爲すものは善良なる市民たる資格がないものとして、仲間から擯斥せられたといふことである。他の嫉視を買ふやうな斯かる行は、思ひ遣りが無いから爲すのである。我等は仲間全體の上を思つて行を慎まねばならぬ場合が少くない。徒に高價な學用品を用ひたり、美服を着て誇るなどは、皆思ひ遣りの足らぬものと言はねばならぬ。何事も自分の身

に引き當てて他の立場を考へて、之に同情するので、世の中は美しく睦じく行くのである。事には大小さまゝあつても、思ひ遣りの心に二つはない。畏けれども明治天皇がしぐれして寒き朝かな軍人

すゝむ山路は雪やふるらむ

と御製遊ばされたのは、日露戦争の當時、出征軍人の勞苦を思つて詠ませ給うたものである。また表御座所には固よりストーブの御設備があるに拘らず、明治二十八年の冬以來用ひ給はなかつたと申すことである。慈仁廣大、洩れ承るだに畏き極みである。我等はこの大御心を體し奉つて、身邊の小事に就いても深く反省せねばならぬ。又天皇は

かやうに深く民草を憐み給ひ、近侍の者の過失に對しても寛大であらせられたが、近侍の少年の和歌の學びの道に怠つた者をば厳しく誡め給うたといふことである。眞の同情が如何なるものであるかといふことをよく考へねばならぬ。

一七 儉 約

我等の要する金
錢

我等の修學には授業料、校友會費、學用品費、或は遠足、旅行、被服等、多額の費を要するのであるが、これ等は皆我等の父兄が支拂ふ所であつて、其の負擔は容易ならぬものである。されば金錢の使途に氣をつけて、節約を守る心掛が肝要で

浪費に對する心得

ある。其の他すべて遊樂の事に金錢を費すのは皆無用の費であつて甚だよからぬことである。

無用の事に金錢を費す悪癖は身に染み易いもので、かつ多くは更に他の悪癖を伴ふものである。浪費者に限つて不勉強で怠惰で、素行も修まらぬものである。かつ無用の事に費してしまへば、自然、授業料、校友會費等、有用の費をも怠納するやうになり、延いては心ならずも虚偽を爲すやうにさへなるものである。すべて無用の事に金錢を費すは、物欲しと思ふ一時の情に驅られ、前後の分別なく、將來を考へる思慮なく、自己を抑制する意氣地がないからである。新奇な物を見れば欲しくなり、物淋しい時は甘味を求める

のは、我等には有り勝の事であるが、斯かる時には、此の金は父兄の辛苦の賜である、すべて金錢は大切な物であつて、之なくしては人生の用を足す事が出来ぬものであることを考へ、克己心を奮ひ起して欲を抑へねばならぬ。これ儉約の習慣を養ふと共に、克己の徳をも修める事になるのである。金錢は、有る時に儉約せねばならぬ。無用の費を省くためには、毎日費す所を帳簿に記入しておく。費途が明かになつてをれば、後日其の費途が正しいか否かを反省する資ともなる。

西諺に、「貸す事は友を造り、催促は敵を造る。」と言つてゐる。金を借りなければならぬといふは、多くは平素の不用

貸借

金錢と修養

意から來るのであつて、恥づべき事である。まして催促などせられては恥の上の恥である。「借りる時の佛顔、返す時の閻魔顔」といふ事がある。金の貸借から折角結んだ友垣も、之がために破れる事が少くない。金錢の貸借は我等學生は慎んで避けねばならぬ。已むを得ずして借りた場合には、必ずすぐに返さねばならぬ。友人同志が金を出し合つて物を買ふ時などには、必ず均等に分擔すべきである。金錢の事を言ふは何か賤しい事のやうに考へるのは大なる誤である。昔の武士は一般に金錢に關しては淡泊であり、金錢の事をいふを恥としたが、尙ほ心ある士は之を重んじて出納を慎み、萬一の場合に備へた。山鹿素行は「世に

祝祭日

士の金錢の事を口に沙汰するは賤しき事といふは大なる僻事なり。金錢は無くしては叶はずして至つて大切なる物なり。賤しめ輕んずべきにあらず」といひ、諸侯から金を贈られた時は戴いて差置いたといふ。金錢のみに執著する守錢奴は賤しむべきであるが、出入の計を怠り濫費して身を誤るが如きは、更に賤しむべき者である。

一八 祝祭日と國風

我が國の祝祭日には新年・紀元節・天長節・明治節の祝日、元始祭・春季皇靈祭・神武天皇祭・秋季皇靈祭・神嘗祭・新嘗祭・大正天皇祭の大祭日がある。そしてこれ等の祝祭日には夫々

深き意味があるのである。我等國民は誰も皆此の意味を明かに心得てゐなければならぬ。

先づ新年及び天長節に就いて考へて見よう。此の祝日に於ては我等はたゞおめでたいといふ感じ一杯である。新年に於ては萬世一系の皇統を繼がせたまへる天皇陛下には百官臣民の朝賀を受けさせられ國民は擧つて盛代の德澤を新に被むる心地をなし、今更ながら皇國に生れた幸運を喜ぶのである。此所から我が國民に無限の希望が湧いて來る。我等は生々活動する民族である。たとひ萬物蕭殺の秋に於ても、尙ほ一陽來復の春を望み、決して悲觀しないのである。そのかみ天照大神が天の岩戸に神隠れま

新年及び天長節

紀元始祭

したときすらも、尙ほ岩戸開きの希望を失はず、高天原の鳴りどよむほど哄笑した民族である。天長節は國民が聖壽萬歳を祝し奉る日である。此の日に我等の胸に充つるおめでたいといふ感じこそ、我が君國の永遠に生きる原動力である。

元始祭の日には遠く皇位の本始に思を馳せて今日の御代の由來する所深きを念じ、國恩の廣大なることを知つて厚くその徳に感謝し、これに報ゆることを思はねばならぬ。肇國の鴻基おほいなるもとは天照大神の御事蹟を中心とした神代史、特に天孫降臨の際、賜つた神勅に明かに示されてゐる。紀元節は、神武天皇の御創業を記念せさせ給ふ儀であつて、天業の御恢弘を偲び奉る祝日である。朝廷に於かせられては、い

明治節

とも嚴かなる祭祀を行はせられて、國家政治の根本に立ちかへらせ給ふのである。

明治節の日には明治天皇の御遺徳を仰ぎ、明治の昭代を追憶し、國民諸共に慶祝の意を表はして歡喜するのである。明治天皇の聖徳は國民の等しく仰ぎ奉る所で、明治の御代が國史に於て特に光輝あつたことは畏き極みである。我等は宜しく明治天皇の御教勅を奉體して益、國家のために盡すべき道を講ずべきである。

宮中の祭祀

神武天皇祭、大正天皇祭、春秋の皇靈祭は、何れも皇室に於かせられて敬神崇祖の御精神から行はせられる祭祀である。春秋の皇靈祭は歴代の御祖先を御親祭あらせられる

祭祀であつて、同日に行はせられる神殿祭は、神殿に祀り奉れる天津神、國津神の神々を祭り給ふのである。これ等の祭に於て、畏くも天皇は誠敬の御心を御祖先に捧げ給ひ、御祖先の御精神御教訓を忘れ給はぬことを示させ給ふのである。斯かる日に於ては、臣民は格別に國體の尊嚴を拜し奉るのである。

神嘗祭
新嘗祭

神嘗祭は新穀を伊勢の神宮に供へ奉らせ給ふ御祭である。新嘗祭は當年の新穀を以て天照大神を始め奉り天神地祇を祭らせ給ふ祭祀で、天照大神が天狹田長田に稻を植ゑ、その新穀を以て新嘗を行ひ、皇孫の降臨に際し、齋庭の稻穂を授け給ひしに由來する我が國に於ける意義の深い祭

祀である。天皇陛下には群臣を率ゐて神嘉殿に出御し給ひ、新穀を供して神々を御親祭あらせられ、御親らもきこしめし給ふと申すことである。國民の生命、衣食の本に對する報本反始の精神を表現するこの祭祀を、天皇御一代に一度御即位禮と共に行はせられるのが大嘗祭である。

我が國の祝祭日には、實に以上のやうな國家的、道德的意義が含まれてゐる。祭祀は天皇の行はせ給ふ國家的大事であつて、國を治しめし給ふ本となるのである。古來祭政一致と言ふ意味もこゝにあるのである。我等は謹んで深くその意義を思はねばならぬ。

明治天皇御製

祝祭日に於ける心得

わが國は神のすゑなり神祭る

昔の手ぶり忘るなよゆめ

とこしへに國まもります天地の

神の祭をおろそかにすな

一九 皇室と國民

我が國は皇室の御祖先によつて肇められ、皇室を中心として榮えて來た國である。太古より以來、天皇は國民の絶對的に崇敬し奉る所であり、政治の大權を執らせられると共に、國民の教の根源であらせられる。此の崇敬信奉が我が歴史を成し來つたと共に、歴史はまた此の敬信を養ひ來

皇室と國民

つた。我等が御眞影を拜するとき、感ずる崇敬の心は我が國の維持せられる根本の力である。帝國憲法に「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」とあるのは、此の國體の本質と國民の感情を文字の上に表明せられたものである。

神勅の御精神

我が國の歴史を貫いてゆるぎなき國體の特色は、國を統治し給ふ萬世一系の皇室を戴いてゐるといふことである。此の皇統が萬世一系であることは、天孫降臨の際、天祖の賜つた「豊葦原の千五百秋の瑞穂の國は、是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しく爾皇孫就きて治せ。行矣。寶祚の隆えまさむこと當に天壤と窮りなかるべし。」といふ神勅に基いてゐるのである。神武天皇以來、今上天皇陛下に

歷代天皇の御盛徳

たるまで、實に百二十四代の長き年月を経て、天津日嗣は益隆であり、今後も永遠に榮えさせ給ふのである。教育勅語に「我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」と宣へるは、即ち此のことをお示し遊ばされたのである。此の長年月に亙つて天皇の只管仁徳を以て國を治め給うた御精神は、神勅の「治せ」との御言葉の中にも伺ひ奉ることが出来るのである。歴代の天皇が天祖の神勅を奉じて、民を養ひ教を垂れ給ひきたれる深厚なる皇徳に對し奉りて、我等臣民は無限の崇敬と感謝の念に堪へぬのである。僅かに其の一二を擧げて、高き屋に登りまして、民の竈から立つ煙を見そなはした仁徳天皇、身を以て國難に代らんことを皇大神宮に祈

願し給うた龜山上皇、皇室の式微を極めさせられたときに、も、人民の疾苦を憐ませられ、寫經を醍醐の三寶院及び諸國の一の宮に納めさせられて、疫病の終熄を祈らせ給うた後、奈良天皇の御事蹟は、我等の齊しく熟知し奉れる所である。近代に至り明治天皇の御仁慈と御威徳に至つては、今更事新しく申上ぐるのも畏き御事である。「徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ」とは、これ等歴代の聖徳について宣はせられたのである。

國民の忠孝

抑も我が國を開かせ給へる神は皇室の御祖先であるとともに、我等國民も悉くみな此の神の分枝末葉である故、皇室と國民とは本末の間柄であつて、皇室は國民の大宗家に

ましますのである。天皇は國民の無上に尊敬し奉る至尊であらせられると共に、また國民の最も親愛し奉つて離れるに忍びない所の宗子にましますのである。故に、義は乃ち君臣情は父子を兼ね」と宣へるやうに、君臣の分はいとも嚴かであつて冒すことの出来ぬものがある中にも、親子の間に於けるやうな親愛の情が上下に流れてゐるのである。我等の祖先は國初以來、天皇の御稜威の下に安穩に生を享け樂しみ、また天皇に忠誠を以て一貫して仕へ奉つたのである。祖先以來、君に捧げ奉れる此の忠誠の心は、一旦緩急ある際には直ちに君國のために身命を擲つ行として現はれたのである。

敷島の大和心を、しきは

ことある時ぞあらはれにける

此の明治天皇の御製は、國民の此の忠勇義烈の心を見そなはして詠ませ給うたものである。かく君臣の義と父子の情とを一にした君臣一體の美しき國柄は、世界にたゞ我が邦あるのみであつて、これ我が國體の宇内に冠絶する所以である。「我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ」と宣はせられたのは、此の事實を示し給うたのである。而して、また「教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス」と宣へるやうに、臣民としての我等の修養も亦實に根柢はこゝにあるのである。我

等は臣民として一身を天皇に捧げまつれるものであるから、有事無事を問はず、日常の生活はすべて皆君國のためのものであることを覺悟せねばならぬ。日本人たるものは我が一身のためを計るといふことはあるべからざることであつて、國體の精華も唯此の一心によつて維持せられるのである。

二〇 國民道德の要綱

我が國體の精華とする所は、教育勅語の第一段に示されてゐるが、それは既に前課に於て學んだ所である。教育勅語の第二段に於ては、我等の祖先が日常實踐して來た所で

あり、將來も我等の實踐すべき、孝・友・和・信・恭・儉・博・愛・修・學・習・業・公益世務の實行、國憲國法の遵守、義勇奉公等、國民道德の要綱たるべきものが示されてあり、尙ほ終りに、是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン」と宣はせられてゐるのである。

忠孝一致

教育勅語には實に人倫道德の要綱が示されてあり、國民無上の人生教訓が掲げられてある。我等常に只管此の勅語の御趣旨を遵奉して行けば、家に在つても、外に出でてても、如何なる所で如何なる人と交はり、如何なることに従つても、決して間違つた行動をなすことなく、完全に人たるの自分を盡すことが出来るのである。皇祖皇宗の御遺訓であ

一 德

つて、また我等の祖先の遺風たる斯の道を實踐することは、また我が國體の精華を發揮し、我が特色ある歴史を永遠ならしめる所以である。勅語の御趣旨に副ひ奉るは天壤無窮の皇運を扶翼し奉り、忠君愛國の誠を致すことであつて、同時にまた祖先の遺風を顯彰して、父母に大なる孝を行ふことになるのである。此の忠孝一致の風は我が道德の最も秀美なる所であつて、教育勅語は明かに此のことを臣民に示し給うてをるのである。また斯かる國體の美を保つて行くに勝れる世界の文運への貢獻はないのである。

教育勅語は斯く我等臣民の依據すべき生活の大準を教示し給うたものであるが、特に其の終りに、朕爾臣民ト俱ニ

拳々服膺シテ威其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ」と仰せられてゐる。これ此の御教訓は天皇が皇祖皇宗の御遺徳を繼承し給へる所であるから、子孫臣民の俱に遵守すべきものとして、畏くも天皇御親ら率先して我等臣民と其の徳を一にすることを期すると仰せられたのである。此の大御心はまた

わがしれる野にも山にもしげらせよ

神ながらなる道をしへぐさ

といふ御製に於ても伺ひ奉るを得る。我等臣民たるもの謹みて聖慮のある所を拜察し奉り、朝に夕に勅語の御趣旨を守り、これを日々の言行の上に實にして、大御心に副ひ奉

らんことを心がくべきである。

明治天皇御製

さだめたる國のおきてはいにしへの

聖の君のみこゑなりけり

三 時勢と詔勅

教育勅語下賜の時代

教育勅語は明治二十三年に下し給うたのであつて、明治天皇が深く當時の國情を御軫念遊ばされしによるのである。即ち我が國は明治維新後、知識を世界に求めるといふ精神から、盛に西洋の文物を輸入した。しかし、餘りに輸入に急であつたために、彼我國情民風の相違、文物、歴史の特色

を辨別して、取捨選擇宜しきを得るに至らなかつたために、
道徳上の思想も混亂し、民心が往々歸嚮する所を知らない
状態にあつた。明治天皇は深くこれを憂へ給ひ、遂に二十
三年十月三十日此の勅語を下して、國民の由るべき道を垂
示し給うたのである。こゝに我が國教育の大方針が定ま
り、民心の嚮ふ所が確立して、我が國固有の大道に歸ること
が出来た。今にして當時のことを思ふと、明治天皇の御深
慮は誠に畏しとも畏き極みである。

戊申詔書

更に天皇は日露戦役後の國民の生活状態に鑑みさせら
れて、明治四十一年十月十三日戊申詔書を下し給ひ、荒怠を
戒めて勤儉自彊の風を興すべきことを御諭しになつた。

國民精神作興詔書

大正時代に入つて歐洲に大戰亂が起り、其の結果、世界諸
國民の生活と思想に大變動を來し、我が國も其の影響を受
けて國民の生活は著しく浮華放縱に流れ、輕佻詭激の思想
も頭をもたげるに至つた。大正天皇は深く大御心を惱ま
させ給ひ、大正十二年十一月十日國民精神作興に關する詔
書を下賜せられた。其の御主旨は、國家興隆の本は一に國
民精神の剛健にあること、國民精神を剛健ならしむる道は
教育勅語の聖訓を恪守し、恭儉勤敏業に服し、一身の利に走
らずして、社會共存のために圖るにあること、國本に還りて
精神の本源に培ひ、各自其の業に力むると共に、人間生活の
本義たる社會共存を忘るべからざること、かくして國民精

國際聯盟脱退に
關する詔書

神の作興を期することを諭し給ふにあつた。

然るに其の後、世界各國いづれも國民生活に變調を來し、國民思想亦動搖甚だしく、國際關係に至つては其の險惡を極め、我が國亦内外非常の時艱に會し、滿洲問題につき各國と意見を異にし、昭和八年三月二十七日遂に國際聯盟を離脱するに至つた。畏くも今上天皇陛下には詔書を下し給ひ、國民皆聖意を奉體して文武互に其の職分に恪遵し、衆庶各、其の業務に淬勵し、其の向ふ所正しく、其の行ふ所極端に走ることなく、中庸を執り、力をあはせ、奮ひ進みて此の世局に處し、以て明治天皇の大業を大成し、世界人類の福祉に貢獻すべきを諭し給ひ、此の非常時に於て世界列國と共に立

勅語詔書と國民
生活

ち、國力を養ひ、國運を伸展するの方途を教へ給うた。

我が國體の大本と國民の守るべき道德の大綱は、教育勅語に於て明かに示し給うてゐるが、時勢の變化、民心の動搖ある重大の時に當つては詔書を賜ひ、國民の向ふべき所を示し、處すべき道を教へさせ給ふ。聖慮の程察し奉るだに畏きことである。而して是によつて、今日我が國運の進展し、國民道德の振張せるは、一に國民が皇室を中心とし、聖慮を體し奉つて、協力一致奮勵努力せるに由ることが分るのである。我等は斯かる有難き國柄を反省し、當今の時勢に注意し、益、勉強して聖慮に副ひ奉り、大御心を安んじ奉ることを日夜心掛くべきである。

文部省檢定濟

昭和三十二年四月二日
 中學・實業學校修身科用

昭和十二年六月十日
 昭和十二年六月二十日
 昭和十三年一月二十一日
 昭和十三年一月二十六日
 發行
 發行
 訂正再版發行
 訂正再版發行

不許



發行所

東京市神田區神保町一丁目二十五番地
 振替口座東京二六四〇番
 大阪市東區博勞町五丁目五十六番地
 振替口座大阪四七一〇番

株式會社
 東京修文館

發行所
 株式會社
 東京修文館

東京市神田區神保町一丁目二十五番地
 株式會社
 東京修文館
 代表者 鈴木金之助

發行所
 株式會社
 東京修文館

著者
 廣島市鐵砲町六六
 西 晋 一 郎

新日本修身	
價	定
四	一
四五	〇二
四五	〇三
	四〇

新日本修身 卷一(畢)

明治天皇御製
 開くべき道はひらきてかみつ代の
 國のすがたを忘れざらなむ



卷之四
尾又田隆